

(案)

岩手海区漁業調整委員会指示第 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。

令和8年 月 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 亘 理 榮 好

1 制限の期間 令和8年10月1日から令和9年2月28日まで

2 制限の内容

（1） 漁具・漁法 はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。

（2） 操業の時間 午後8時から翌日の午前4時までには操業を禁止する。

（3） 操業の方法

ア はえ縄漁具を敷設する場合は、その長さが4キロメートルを超えないようにし、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいだい色の旗を、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。

イ 操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船を係留してはならない。

ウ 回転灯は、投縄時以外に点灯してはならない。

船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する 委員会指示の新旧対照表

旧 (令和7年度委員会指示)	新 (令和8年度委員会指示(案))
岩手海区漁業調整委員会指示第2号 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。 令和7年9月2日 岩手海区漁業調整委員会 会長 亘 理 榮 好 1 制限の期間 令和7年10月1日から令和8年2月28日まで 2 制限の内容 （1） 漁具・漁法 はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。 （2） 操業の時間 午後8時から翌日の午前4時までは操業を禁止する。 （3） 操業の方法 ア はえ縄漁具を敷設する場合は、その長さが4キロメートルを超えないようにし、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいたい色の旗を、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。 イ 操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船を係留してはならない。 ウ 回転灯は、投縄時以外に点灯してはならない。	岩手海区漁業調整委員会指示第 号 漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、岩手県の沖合海面において、船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕について、次のとおり制限する。 令和8年 月 日 岩手海区漁業調整委員会 会長 亘 理 榮 好 1 制限の期間 令和8年10月1日から令和9年2月28日まで 2 制限の内容 （1）～（3） [略]

船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する 委員会指示を必要とする理由

1 はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕の禁止について

この指示は、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るため、昭和56年度に発動し、その後も毎年発動している。

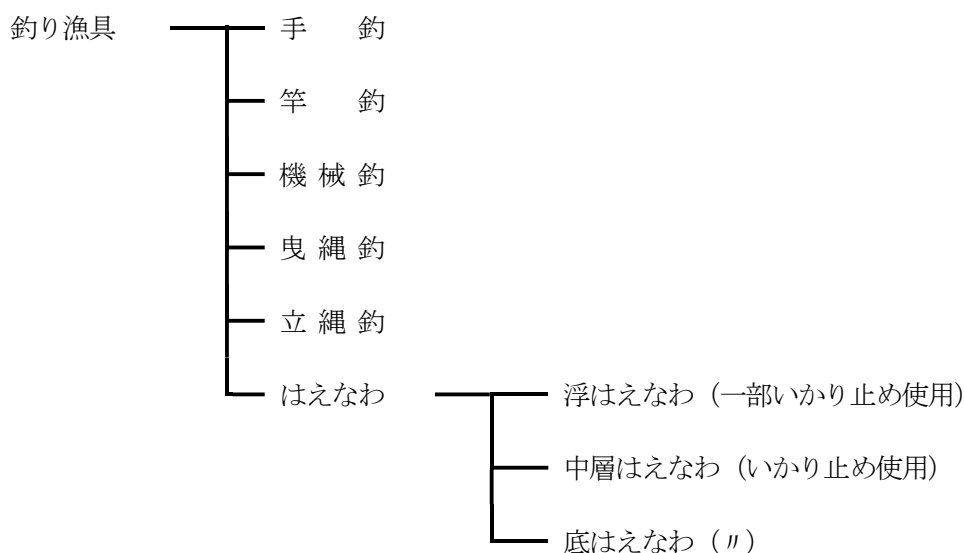
今年度においても、さけはえ縄漁業の許可が見込まれ、当該漁業の操業が行われるので、漁場での漁業者と遊漁者とのトラブルの未然防止を図るためには、引き続き、はえ縄（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する必要がある。

2 さけはえ縄漁業の操業の時間及び操業の方法の制限について

この指示は、平成2年度に、当時の岩手県さけ・ます延縄漁業組合（現在の岩手県沿岸漁船漁業組合）の要望を受け、さけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るために発動したものであり、その内容は、当該漁業組合における操業の自主的申し合わせ事項を基礎としているが、その後も、岩手県さけ・ます延縄漁業組合、岩手県沿岸漁船漁業組合の要望を受けて、毎年発動している。

今年度においても、岩手県沿岸漁船漁業組合から要望書が提出されており、さけはえ縄漁業の操業の秩序の維持と操業の安全を図るためには、引き続き、当該漁業の操業の時間及び操業の方法を制限する必要がある。

<参考>



「日本漁具・漁法図説」 金田禎之著

8 岩沿岸漁発第 32 号

令和 8 年 7 月 8 日

岩手海区漁業調整委員会会長 様

岩手県沿岸漁船漁業組合

組合長理事 志田 恵洋



令和 8 年度さけ・ますの採捕に係る制限について（要望）

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記について、令和 8 年 5 月 15 日開催の本組合第 1 回理事会において協議した結果、前年同様の内容で要望することに決定いたしました。

つきましては、さけはえなわ漁業の操業秩序の維持及び操業の安全を図るため、今年度も令和 7 年 9 月 2 日付け岩手海区漁業調整委員会指示第 2 号にて発動されました委員会指示と同様の委員会指示が継続されますよう要望いたします。



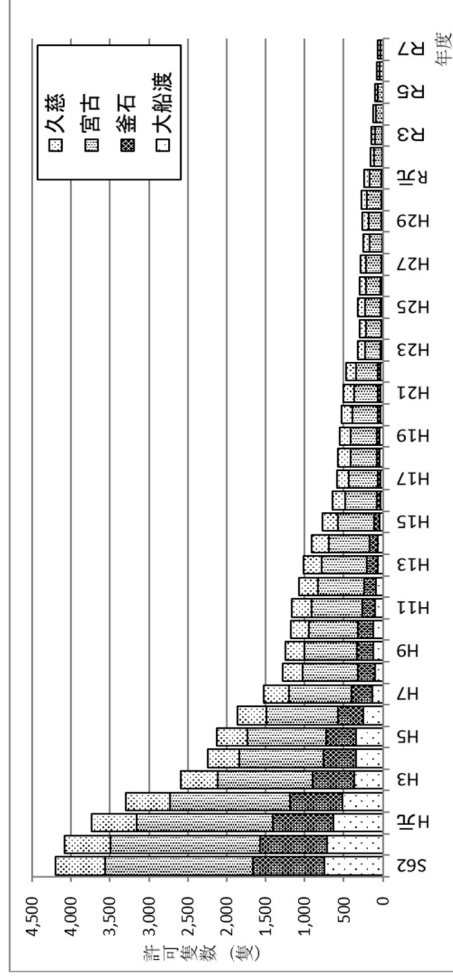
船舶により釣り漁具を使用して行うさけ・ますの採捕制限に関する 委員会指示の変遷

期 間	委 員 会 指 示 に よ る 制 限 の 内 容	備 考
昭和56年度	はえなわ以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。	◎さけはえなわ漁業 制度区分
昭和57年度 ↓ 平成元年度	はえなわ（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。	【昭和56年度～61年度】 委員会承認制 (委員会指示)
平成2年度 ↓	(1) 漁具・漁法 はえなわ（いかり止めによるものを除く。）以外の釣り漁具によるさけ・ますの採捕を禁止する。 (2) 操業の時間 午後8時から翌日の午前4時までには操業を禁止する。 (3) 操業の方法 ア はえなわ漁具を敷設する場合は、その長さが4キロメートルを超えないようにして、その両端のボンデンには岸側に赤色の旗を、沖側にだいたい色の旗、その中間に黒色の旗を掲げなければならない。この場合において、夜間は両端のボンデンには岸側に赤色の照明を、沖側に白色の照明を掲げなければならない。 イ 操業の禁止時間中に、漁場内でいかりを使用して漁船に係留してはならない。 ウ 回転灯は、投縄時以外に点灯してはならない。	【昭和62年度～現在】 知事許可制 (漁業調整規則) ※ 平成26年度から、「はえなわ」を「はえ縄」と表記。

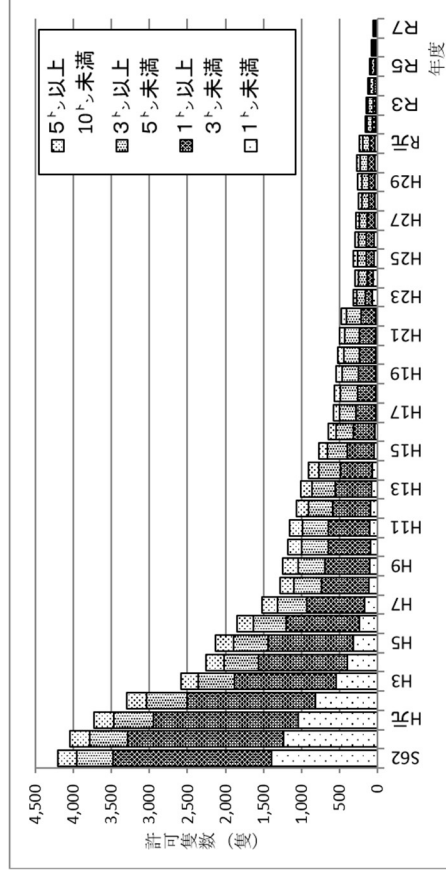
さけはえ縄漁業の概況

1 許可隻数

(1) 地区別



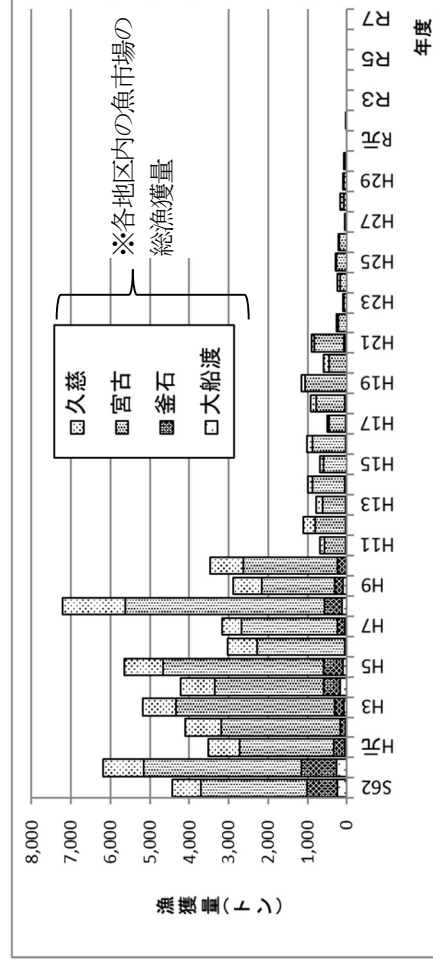
(2) 使用漁船トン数階層別



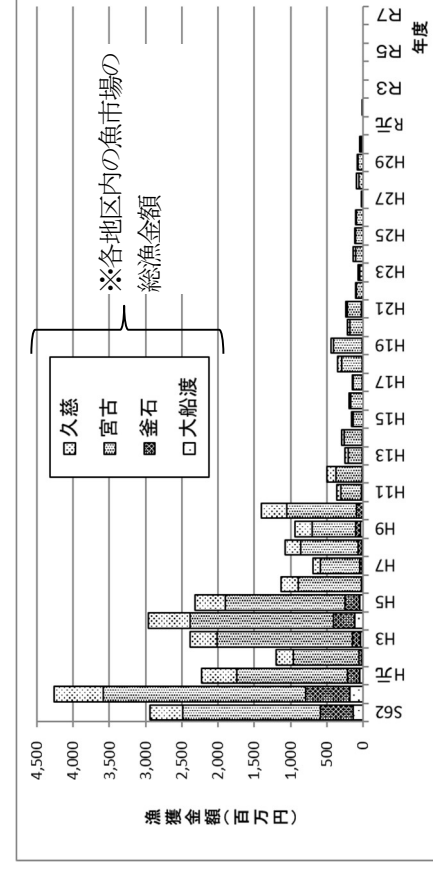
資料：岩手県農林水産部水産振興課調べ

2 漁獲状況

(1) 漁獲量



(2) 漁獲金額



資料：岩手県水産技術センター水産情報配信システム調べ

(海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会の指示)

第120条 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権（第60条第1項に規定する漁業権をいう。以下同じ。）又は入漁権（同条第7項に規定する入漁権をいう。次条第1項において同じ。）の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。

- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、第1項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第1項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第1項の規定による指示については、第86条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは、「海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第86条第3項の規定による指示に従ってされた第1項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第5項において準用する第86条第3項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の6第1項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第1項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、15日を下ることができない。
- 11 第9項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の申出に理由がないときは、都道府県知事は、第8項の申請に係る者に対し、第1項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第86条第3項の規定を準用する。

第191条 第120条第11項（第121条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。